

## 在宅寝たきり高齢者・障害者理髪サービス事業実施要綱

### 事業趣旨

家族の介助がなければ外出する機会が少ない在宅寝たきり・虚弱高齢者や障害のある方が、理髪をすることで心身のリフレッシュに繋がり、また、理髪ボランティアを通して、本人とその家族の心のふれ合いを図ることを目的とする。

事業主体 社会福祉法人 西原町社会福祉協議会

協 力 社協理髪ボランティア

対 象 在宅寝たきり・虚弱高齢者、障害者

利 用 料 無 料

### 【事業の流れ】

- ① 理髪サービスが必要な対象者がいる場合は、申請書を本人または家族に記入してもらい、西原町社会福祉協議会へ申請を行います。（2週間前）
- ② 申請があった希望日にあわせて、社協担当者が理髪ボランティアと調整を行います。
- ③ 理髪日が決まった場合は、申請者へ社協担当者が連絡をします。
- ④ 希望日に理髪ボランティアが利用者宅へ直接伺い、髪の毛のカットを行います。

注意 □ボランティアが髪の毛のカットを行う際は、家族かヘルパーが必ずいることが条件になります。

□ボランティアが行うのはカットのみになります。（髭剃り等不可）